

河岸問屋アーカイブズの史料群構造分析

— 武蔵国入間郡上新河岸村遠藤家文書を事例に —

西 口 正 隆

【要 旨】

本稿は、現在の埼玉県川越市上新河岸にあたる上新河岸村で、河岸問屋を営んだ遠藤家の文書について構造分析を行うことで、河岸問屋アーカイブズの特徴を考察した。

遠藤家の文書群は、すでに現秩序が失われていたため、①肩書・役職、②「家」や「店」の機能、③残された秩序に注目し、10のサブフォンドに編成した。ここでは、各サブフォンドは、主に①本来遠藤家に伝わり作成された文書、②役務・組織所属の関係上遠藤家が授受した、または写しを作成した文書、のどちらかの性質を有していた。

その後、編成構造の可視性と利活用時の利便性を両立させるため、サブフォンド全体を俯瞰した時に表れてきた4つの系統を新たにサブフォンドとして設定し、先に設定したサブフォンドをシリーズに落とし込むことを試みた。

その結果、遠藤家文書に見た特質から分かる河岸問屋アーカイブズの特徴は次の2点であった。すなわち、文書群は主に①河岸問屋経営、②問屋仲間会所運営、③村政運営、④家政の4種類から構成されること、そして①が主に、経営関係、河岸場の維持・運営、他の商人との交流、舟運従事者関係の4種類で構成されることを明らかにした。

【目 次】

はじめに

1. 対象の概要と問題点
 - (1) 上新河岸村の概要
 - (2) 遠藤家の来歴
 - (3) 『上新河岸遠藤家文書目録』の問題点
2. 上新河岸村遠藤家文書の階層構造分析
3. 編成後におけるサブフォンドの再設定
 - 柔軟な編成・構造分析のために —
 - (1) 河岸問屋経営
 - (2) 問屋仲間会所運営
 - (3) 上新河岸村の近世・近代村政運営
 - (4) 遠藤家家政

おわりに

はじめに

本稿は、武蔵国入間郡上新河岸村遠藤家文書の構造分析を事例とし、河岸問屋アーカイブズの特質を論ずるものである。当文書群は川越市立博物館に寄託されており、同館より総計1430点を取めた目録が刊行されている。この目録は主題分類方式が採られ、文書群の現状も明らかではなかった。そのため、一度分類が行われ現状も不明な文書群をどのように編成するのか、という課題についても考えていきたい。

河岸問屋とは、川船を用いた物資輸送（舟運）において、その流通拠点である河岸場に存在した荷継問屋である。このような性格から、当文書群は商家文書の一類型として位置付けられる。一方で、河岸問屋を営む家は地域において有力者となる傾向にあり、近世においては名主をはじめとする村役人、近代においては戸長をはじめとする官吏を務めることが多くあった。ここでは河岸問屋を務めた家に集積される文書群を、河岸問屋アーカイブズ¹⁾と呼ぶことにしたい。

今回扱う遠藤家文書も問屋関係文書を中心として、そこに集まる船頭ら船乗り諸集団に関する文書や、新河岸川や河岸場の維持・管理に関する文書が遺されている。また遠藤家は、近世には組頭、近代には副戸長を務めていた。加えて、遠藤家の村方文書は非常に複雑な移管経緯を辿っている。そのため、この村方文書が移管されてきた経緯について、編成を行うことで解明していきたい。

編成・記述や構造分析などアーカイブズ学的観点から論じた成果は、これまでに数多く出されている。ここでは先行の研究成果に基づきつつ、本稿に関する点を中心とした課題を提示しておきたい。

まず編成の方法について。この点については鎌田永吉氏²⁾や安藤正人氏³⁾、近年では西向宏介氏⁴⁾らにより数多くの成果が挙げられているが、ここでは西村慎太郎氏の成果⁵⁾に注目し

- 1) 森本祥子氏によれば、アーカイブズとは「組織または個人がその活動に伴って生み出す記録のうち、重要なものを将来のために保存する施設であり、同時に資料そのものも指す」と定義している（東京大学総合研究博物館ホームページ「アーカイブズとは。大学のアーカイブズとは。」、http://www.um.u-tokyo.ac.jp/web_museum/ouroboros/v18n1/v18n1_morimoto.html。2018年3月1日 最終アクセス）。今回取り上げる河岸問屋文書群も、河岸における船積みや荷揚げに際し作成された文書を軸に、その仲間や村運営、家の運営に関する文書が、集積・保管されたと考えられる。
- 2) 「近世史料の分類—第十八回近世史料取扱講習会講義草稿—」（『史料館研究紀要』9、1977年）。従来の「主題分類方式」における問題点を指摘し、分類の原則として①史料が成立した当時の役割・機能を復原（再現）するような分類をすることで文書の特色を出す、②現代的表記をできるかぎり避ける、③項目は帰納的にすべきで既成のものに当てはめない、④明治以前・以降をできるだけ分けて考える、⑤層の多元化、項目の多様化はさけることを提唱している。
- 3) 「史料整理と検索手段作成の理論と技法—欧米文書館の経験と現状に学ぶ—」（『史料館研究紀要』17、1985年）。氏は現在では基本原則である、「出所原則」や「現秩序尊重の原則」といった海外のアーカイブズ研究成果を紹介している。
- 4) 「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成—備後尾道橋本家文書を事例として—」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』、岩田書院、2003年）。氏は経営帳簿組織の分析を手がかりに当時の家・店の内部機能構造を明らかにすることで目録編成を行う方法を提唱している。
- 5) 西村慎太郎「商家文書の史料群構造分析」（国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』、思文閣出版、2014年）。

ておきたい。西村氏は大藤修氏が編成を行ってきた八田家文書⁶⁾の編成を再検討し、文書群の構造を分析した。氏は編成を行う上で次の3点に注目することを提唱した。すなわち、①肩書・役職、②「家」や「店」の機能、③残された秩序である。今回取り扱う遠藤家文書もすでに分類が行われた文書群であるため、西村氏の提唱した着目点を参考にして編成を行っていく。その上で、文書群の内部構造のみならず、文書の作成授受や伝来といった文書の出所にも注目し、移管経緯についても分析を行う。また、西村氏の提唱する編成のあり方を、利活用における利便性という観点から再検討していきたい。

次に文書群の階層構造について。この点についても安藤正人氏や大藤修氏らをはじめとして多くの方法論と事例が紹介されている⁷⁾が、ここでは渡辺浩一氏の成果⁸⁾に注目したい。ここでは渡辺氏が携わってきた文書群の事例を列挙しつつ、柔軟な階層構造分析のあり方を提唱している。そこでは、サブフォンド（内部組織）として認識される記述単位とシリーズ（機能）として認識される記述単位とが併存する柔軟な階層構造分析のあり方を導き出している。本稿でもこの考え方を参照しつつ、柔軟な階層構造のあり方を模索していきたい。特に、サブフォンド同士の組織・機能的共通性に注目し、それを束ねて利便性を向上させた文書群編成のあり方を提示したい。

なお、今回事例として取り上げる、河岸問屋アーカイブズの構造分析や編成・記述について、アーカイブズ学的な観点から論じた研究は、管見の限り存在しない⁹⁾。先述のように多様な文書の遺る河岸問屋アーカイブズを分析することは、今後様々な文書群編成への応用が期待出来るよう。本稿では先行する研究の成果を反映させつつ、河岸問屋アーカイブズの特質について検討していきたい。

1. 対象の概要と問題点

（1）上新河岸村の概要

まず対象地域である上新河岸村の概要を紹介しておきたい。上新河岸村は江戸から9里半（約37.3km）・川越から1里8町（約4.8km）に位置する武蔵国入間郡に存在した村である¹⁰⁾。

武蔵国田園簿には上新河岸の村名は現れず、元禄年間（1688～1704）頃にはその名が見え

6) 国文学研究資料館蔵信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書のことである。

7) 編成や構造分析に関する成果は、山崎圭「アーカイブズの編成と記述—近世史料を中心に—」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 下巻』、柏書房、2003年）に端的にまとめられている。

8) 渡辺浩一「日本近世・近代在地記録史料群の階層構造分析方法について」（国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』、思文閣出版、2014年）。

9) ただし、目録の解題という観点でいえば存在しないわけではない。今回取り上げる遠藤家文書の目録もその一つである（『上新河岸遠藤家文書目録』、川越市立博物館、1995年）。また、類似するものとして、商家文書の編成・記述に関する研究はいくつか発表されている。ただし、これらで扱われる商家は村方文書という観点がやや希薄である。村方・商家・家の3要素を含み込んだ河岸問屋文書の階層構造分析および編成・記述は、個別研究の共通性・相違性を検証・再検討する上で重要な意味を持つと考えられる。

10) 宝永2年（1705）4月「武州入間郡河越領上新河岸諸色明細帳」（上新河岸遠藤家文書6）。文書番号は前述の『上新河岸遠藤家文書目録』に依った。尚、以下上新河岸村遠藤家文書は「遠藤家文書」と記す。

るため、この期間に開墾された村であると考えられている¹¹⁾。『新編武蔵風土記稿』¹²⁾によれば、上新河岸村の由緒は次のように紹介されている。元々は隣村である寺尾村（現埼玉県川越市寺尾）に属しており、諏訪右馬亮¹³⁾の城跡であったところが荒廃した。その後この荒廃地が開墾され、元禄時に初めてその名が見えることから、この間に開いた村である。また川越城近郷の運送の便がよいため、この地に船着きとして新たに河岸場を開いた。このことから「新河岸」の名を得た、とされている¹⁴⁾。

次に支配や村高といった基礎情報にも触れておこう。まず支配について見ていきたい。当村は川越藩の領地であり、幕末まで変遷はない。その後近代に入ると、川越県の管轄を経て明治9年（1876）に埼玉県の管轄となる。

次に村高を見ていこう。元禄郷帳には入間郡の項に「上新河岸」とあり、その村高は5石1斗¹⁵⁾、天保郷帳には5石2斗2升とある¹⁶⁾。安政6年（1859）の「持高控帳」¹⁷⁾では、15家の総持高は5石2斗6升5合余りである。『旧高旧領取調帳』によれば上新河岸村は5石2斗7升とある。一般的に、18世紀から19世紀の平均村高は400石から500石とされている¹⁸⁾。このことから、この村の石高は非常に少なく、大差のない変遷を辿っている。

上新河岸村は荒川水系の新河岸川の沿岸に位置した。新河岸川沿岸地域の多くは、川船への荷物差配や荷揚げを行う河岸問屋が経営を展開させ、地域流通の拠点として繁栄していた。そのため、村高こそ少ないものの、その尺度では測れない豊かさを河岸場が担保していたと考えられる。

この点について、村方明細帳などからも探っていこう。村方明細帳とは、村側がその様相を記載し領主へ差し出した帳簿である。主に領主や代官などが変わった際に提出されることが多く、村高や村の規模、人口、戸数といった村の基礎情報が記されている。

宝永2年（1705）の村方明細帳¹⁹⁾によれば、村の広さは東西88間（約160m）・南北98間（約178m）である。村全体の家数は10軒とあり、このうち8軒は本百姓、残る2軒は水呑である。家数のうち船問屋が6軒を占めており、それ以外に酒屋が2軒あることが確認される。次に船問屋が持つ船数をみると、大船が9艘、小舟が8艘の計17艘を所持していたとある。村の人数を見てみると、男39人・女31人の計70人である。この後、家数については安永3年（1774）に

11) 『角川日本地名大辞典 11埼玉県』（角川書店、1988年）、259頁。

12) 『新編武蔵風土記稿』巻一六六・入間郡之十一「上新河岸」の項。国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/764002>）、109コマ。2017年10月28日最終アクセス。

13) 下山治久編『後北条家臣人名辞典』（東京堂出版、2006年）には諏訪右馬亮の名が掲載されているものの、風土記稿の記述同様、城跡の可能性を示すのみであり、詳細は不明である。

14) 前述『新編武蔵風土記稿』「上新河岸」の項、109コマ。2017年10月28日最終アクセス。

15) 元禄郷帳（「武蔵国豊島・荏原・橘樹・久良岐・都筑・多摩・新座・入間・高麗・秩父・男衾・大里郡群郷帳」）入間郡の項。国立公文書館デジタルアーカイブ（<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detail/detailArchives/0302000000/0000001865/00>）2017年10月28日最終アクセス。

16) 「武蔵国郷帳」入間郡の項。国立公文書館デジタルアーカイブ（https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detail/detailArchives/0304000000_3/0000000342/00）2017年10月28日最終アクセス。

17) 安政6年（1859）10月「持高控帳」（遠藤家文書271）。

18) 渡辺尚志『百姓の力—江戸時代見える日本—』（角川ソフィア文庫、2015年）、18頁。

19) 宝永2年4月「武州入間郡河越領上新河岸諸色明細帳」（遠藤家文書6）。

は問屋数が2件増えた8軒となる²⁰⁾。

慶応3年（1867）の村方明細帳²¹⁾によれば、村の面積は変わらず、家数は本百姓12軒・水呑1軒・借家3軒の計16軒、人数は男44人・女43人の計87人、問屋数は1軒の休株を含め計8軒となっている。再び18世紀から19世紀の平均と比較すると、人口は一村およそ400人が平均であった²²⁾。このことから考えても、上新河岸村は非常に小規模な村であったといえよう。

なお、上新河岸村は明治22年（1889）の市制・町村制に伴い、下新河岸村・寺尾村・扇河岸村・砂村・砂新田村・藤間村の6か村とともに合併し、高階村となる。高階村は役場が元の藤間村に置かれ、昭和30年（1955）に川越市に合併されるまで存続する。この事から、遠藤家文書内では明治22年以降の村政運営文書は見られない。

以上、村の概要を見てきた。上新河岸村は元禄年間の開墾以降、河岸問屋の村として繁栄してきた。またこの村の特色としては、農業よりも河岸問屋としての収益により成り立つ商業地的性格の村という点が挙げられる。すなわち、この村に居住する者・家もこのような性格を帯びていると考えられる。

（2）遠藤家の来歴

さて、上記の村況に対し、遠藤家はどのような性格を持つのだろうか。遠藤家に関する概要は平成7年に川越市立博物館が作成した『上新河岸遠藤家文書目録』²³⁾の解題に詳しい。以下、この解題と遠藤家文書を参照しつつ概要を説明しておきたい。

遠藤家の来歴を物語る史料として最も古いものは、「延宝七年未十月朔日御水帳写」²⁴⁾である。これは延宝7年（1679）の名請人（年貢負担者）の所持地を書き連ねた、現代の土地台帳にあたる文書である。ここに「次兵衛」という名が確認できる。この文書は117年後の明和6年（1769）に追記がなされており、次兵衛の名に貼紙をした上で「利兵衛ニ相成」と記された。この利兵衛という名は「遠藤利兵衛」や「炭屋利兵衛」といった形で遠藤家文書にも多く現れる遠藤家当主の通り名である。すなわち、遠藤利兵衛に繋がる先祖が次兵衛ということになる。この時次兵衛は屋敷地2畝余・中畑1畝9歩余を所有している²⁵⁾。この後、享保年間以降に同家は近隣の村落の土地を集積していたと考えられる²⁶⁾。

前述のように、遠藤家の位置する上新河岸村では、家数10軒のうち6軒が河岸問屋を営んでいた。これは遠藤家も例外ではない。先にみた宝永2年の村方明細帳²⁷⁾によれば、「船問屋」として「次兵衛」の名があり、この時期には遠藤家が河岸問屋を営んでいたことが確認できる。

遠藤家は、当初屋号を「藤屋」と名乗っていたことが指摘されている²⁸⁾。その後詳しい時期

20) 『角川日本地名大辞典 11埼玉県』（角川書店、1988年）、259頁。

21) 慶応3年正月「武蔵国入間郡上新河岸明細帳」（遠藤家文書88）。

22) 渡辺尚志前掲書『百姓の力』、18頁。

23) 『上新河岸遠藤家文書目録』（川越市立博物館、1995年）。

24) 明和6年4月「宝永七年未十月朔日御水帳写」（遠藤家文書9）。

25) 明和6年4月「宝永七年未十月朔日御水帳写」（遠藤家文書9）。

26) 「解題」（『上新河岸遠藤家文書目録』、6頁）。

27) 宝永2年4月「武州入間郡河越領上新河岸諸色明細帳」（遠藤家文書6）。

28) 正徳4年（1714）2月7日の「覚（白土代金預り覚）」（遠藤家文書455）では「新河岸藤屋治兵衛」と名乗っている（『上新河岸遠藤家文書目録』、6頁）。

は不明だが、「炭屋」と名乗る。『上新河岸遠藤家文書目録』によれば、この屋号の初見は文化2年(1805)の「売舟一札」の中に「炭屋利兵衛」の名が現れると指摘している。

この利兵衛は京都に本店のある「炭屋」の江戸店に奉公し、その後のれん分けを許された。これにより「炭屋」を名乗るようになったと考えられている。また、2代目利兵衛が亡くなると、その長男利四郎が幼年のため2代目弟の半蔵が後見を務めたと考えられている。しかし利四郎が20歳で亡くなったため、半蔵は3代目を継いでいる。万延元年(1860)には半蔵の長女のぶが南永井村より婿養子を貰い、同年にはこの者に家督を譲っている。

ところで、この半蔵は遠藤利兵衛篤長と名乗り国学に傾倒していたことから、彼の所有していた本も遠藤家文書には残されている。また和歌も堪能であったようであり、彼名義の和歌も残されている²⁹⁾。

以上『上新河岸遠藤家文書目録』の「解題」を参照しつつ、遠藤家に関する概要をまとめてきた。それでは『上新河岸遠藤家文書目録』では、どのような編成・記述が行われたのであろうか。

(3) 『上新河岸遠藤家文書目録』の問題点

まず、『上新河岸遠藤家文書目録』では、遠藤家文書を「近世文書」・「近代文書」・「典籍」の3つに大別している。その上で、それぞれの区分内で主題分類がなされている。この分類は表1にまとめた。一見すると整然とまとめられているように感じるが、ここには問題が主に3点存在する。

表1 『上新河岸遠藤家文書目録』における分類項目一覧

| | |
|------|---|
| 近世文書 | A. 支配/B. 土地/C. 貢租(1. 年貢割付/2. 年貢勘定目録/3. 年貢上納/4. 川船年貢/5. 御用金)/D. 村況/E. 村政/F. 戸口(1. 五人組帳/2. 宗門改帳/3. 人別送り/4. 人別落着/5. 帳外婦村)/G. 水利/H. 災害/救恤/I. 騒憂/J. 交通(1. 助郷/2. 川越藩御用船)/K. 農業/L. 商業・金融(1. 土地売買/2. 質流/3. 書入/4. 金子借用/5. 河岸場/6. 問屋会所/7. 問屋/8. 船頭稼/9. 船/10. 荷物/11. 運賃/12. 相場/13. 勘定/14. 代金請取/15. 河岸出入/16. 諸営業)/M. 宗教/N. 文化/O. 家(1. 奉公人/2. 店規・家憲/3. 家/4. 書簡)/P. 社会/Z. 雑 |
| 近代文書 | A. 町村制/B. 寺社/C. 戸籍(1. 戸籍・増減/2. 加除籍/3. 送籍/4. 寄留)/D. 兵事・警察(1. 兵事/2. 警察)/E. 土地/F. 租税/G. 土木/H. 農業/I. 商工業(1. 営業/2. 経営/3. 船舶・車輛/4. 荷物・運賃/5. 代金請取)/J. 金融(1. 金円借用/2. 地所売買・書入/3. 頼母子講)/K. 教育・文化(1. 教育/2. 文化/3. 俳句集)/L. 民生・衛生/M. 家/Z. 雑 |
| 典籍 | 区分なし |

すなわち、①入手した経緯が不明な村方文書のほか、河岸問屋文書・問屋仲間文書・家文書の4種類の文書が混在して分類されていること、②村・問屋・問屋仲間・家に集積された文書のまとまりが持つ多様なコンテキストが失われていること、③家・河岸問屋双方の機能により集積された書簡が、「O. 家」区分内の「4. 書簡」にまとめられていること、以上の3点である。以下、これらを順に見ていこう。

まず①・②は、今回この文書群の編成・記述を行う上で重要な点である。遠藤家が上新河岸村で名主を務めたことは、史料上確認できない。現在のところ、村役人として遠藤家の名を確認できるのは、幕末期に勤めていた組頭役である。また近代においても戸長を務めていた形跡

29) ここまでは『上新河岸遠藤家文書目録』の7頁を基に記述した。

はなく、明治7年（1874）年以降に副戸長として「遠藤利兵衛」の名が確認できる。このように、本来であれば集積されることは無いはずの村方文書の混在が、この文書群における特質である。

次に、③は主題分類における柔軟性の欠如が原因である。『上新河岸遠藤家文書目録』の分類によれば、遠藤家に現存する書簡は大方が「家」の項目に入れている。ところがこれらは、「家」として集積されたもののみではなく、問屋の本家筋にあたる京都炭屋や江戸の炭屋・丸炭店といった関係店との交信により集積されたものでもある。ここで重要なことは、書簡のもつ機能が十分に反映されていないということである。そのため、主題分類に当てはめたことで失われた階層構造上の機能を甦らせるためにも、アーカイブズ学的編成が重要な意味を持つのである。

以上、ここでは3点を抽出し、主題分類の問題点を指摘した。それでは、遠藤家文書においてはどのような編成が可能なのであろうか。次節では遠藤家文書の編成を通して、その特質を論ずる。合わせて、編成と構造分析のあり方も再検討していきたい。

2. 上新河岸村遠藤家文書の階層構造分析

本節では、『上新河岸遠藤家文書目録』に収録された遠藤家文書を、階層構造を意識して再編成し、文書群の特質を分析していきたい。

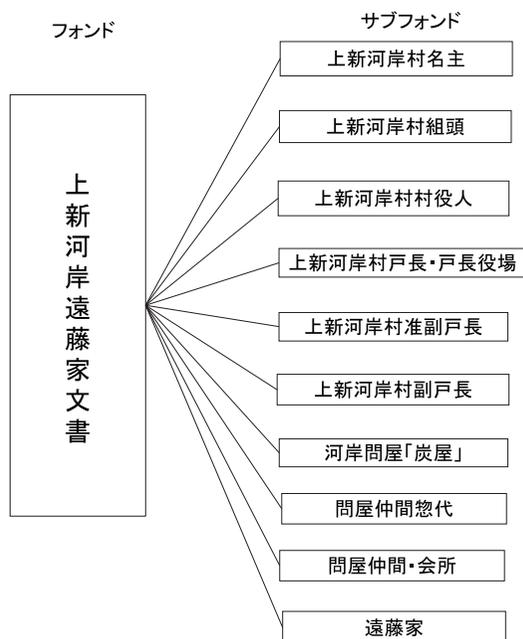


図1 サブフォンド概念図

前述のように、遠藤家文書は一家単体の史料群ではなく、いくつかの性質の異なる文書が混在している。しかしながら、いわゆる文書群の現状は失われているため、文書群の機能・性格を判断することは容易ではない。

そこで、ここでは西村慎太郎氏の論考³⁰⁾より、①肩書・役職、②家・店の機能、③残された秩序を重視することにより編成を行った。その結果、まず次のようにサブフォンドを立てた(図1参照)。すなわち、1. 上新河岸村名主、2. 上新河岸村組頭、3. 上新河岸村村役人、4. 上新河岸村戸長・戸長役場、5. 上新河岸村准副戸長、6. 上新河岸村副戸長、7. 河岸問屋「炭屋」、8. 問屋仲間惣代、9. 問屋仲間・会所、10. 遠藤家、以上10のサブフォンドである。

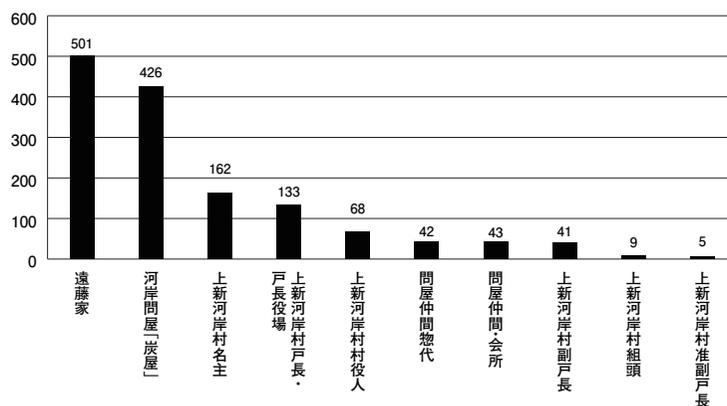


図2 編成におけるレコード数

なお、図2はサブフォンドを基に、その数量をグラフ化したものである。この結果からも一目瞭然ではあるが、「家」に関する文書が501点と文書群内で最多の数量を誇る中、「河岸問屋」に関する文書も426点と「家」文書に匹敵する数量である。ここに「問屋仲間惣代」「問屋仲間・会所」を足すと文書群内で最多となる。

「1. 上新河岸村名主」は162点から構成されており、年代幅は貞享2年(1685)から明治9年(1876)、シリーズは、請書・届出、土地、年貢、村況、村政、人別に大別できる。このサブフォンドの特徴としては、多くの文書が「名主八兵衛」の名で作成・授受がなされていることが挙げられる。この八兵衛は望月の姓を持ち、上新河岸村で輪番名主を務めていた。また、年貢割付状や皆済目録、村絵図などといった村政における基礎史料が多く含まれることも、このまとまりの特徴である。このことから、本来遠藤家には保管されることのなかったまとまりであるといえよう。以下、サブフォンド1から6に関する文書の移管・保管経緯については、3「編成後におけるサブフォンドの再設定」(3)において後述する。

「2. 上新河岸村組頭」は、明治3年(1870)から同5年にかけて、計9点から構成される。シリーズは、届出、年貢、人別、村政、村況に大別できる。こちらは遠藤利兵衛名義のものが多く、次いで酒井伴七³¹⁾名義で作成・授受された文書が多い。このうち、遠藤利兵衛名義の文書は、明治4年から同5年にかけて存在する。したがって全てとは言いがたいものの、遠藤利兵衛名義や組頭名義で作成・授受された大半の文書は、遠藤家に保管されていたまとまりであると考え

30) 西村前掲論文「商家文書の史料群構造分析」。

31) この酒井伴七は、今回分析対象としている遠藤家と同様、上新河岸村において組頭や副戸長を務めていたことが確認できる。ただし史料的制約から詳細に関しては明らかではない。

られる。

「3. 上新河岸村村役人」は、宝永2年（1705）から明治6年（1873）にかけて、計68点から構成される。シリーズは、触書・口達、請書・届出、土地、年貢、村況、人別、村政、金融に大別できる。いわゆる近世期の村政文書の大半は、このサブフォンドに編成される。これは、近世期に作成された村方文書の内、「村役人衆中」などの宛所を持つ文書、および明確な役職によって作成・授受されていない文書を、ここに編成したことによる。すなわち、本来は名主役の者が保管していたと考えられるまとまりであるといえよう。

「4. 上新河岸村戸長・戸長役場」は、明治5年（1872）から同18年にかけて、計133点から構成される。戸長役場は戸長の家が役場として利用されていたことから、戸長個人名義の文書と戸長役場へ宛てられた文書とを同一のサブフォンドとして編成した。シリーズは、布告・達、上申・請書、土地、租税、村況、村政、戸籍、兵事、学校、社寺に大別できる。このうち大半が望月権兵衛ないし「上新河岸戸長役所中」の名で作成・授受されており、次いで大河内平六のものが存在する。いずれにしても、本来は遠藤家に伝来したものではないと考えられる。

「5. 上新河岸村准副戸長」は明治6年代（1873）の文書、計5点から構成される。シリーズは上申、土地、租税、村政に大別できる。文書の作成・授受は酒井伴七・大河内平八の名で行われており、このまとまりも本来遠藤家には帰属しなかったと考えられる。

「6. 上新河岸村副戸長」は、明治5年から同12年（1879）にかけて、計41点から構成される。シリーズは布告・達、土地、租税、村政、村況、戸籍、兵事、学校に大別できる。文書の作成・授受は「副戸長中」といった宛名が多い中、遠藤利兵衛、次いで酒井伴七といった名が見られる。また遠藤利兵衛名義の文書は明治7年から同12年にわたって存在する。したがって、全てではないものの、「副戸長中」や遠藤利兵衛名義で作成・授受した大半の文書は、遠藤家に保管されてきたまとまりであると考えられる。

「7. 河岸問屋『炭屋』」は享保19年（1734）から明治24年（1891）にかけて、計426点から構成される。シリーズは、触書・口達、吟味・運上、船賃、問屋手船・船頭、河岸場、番船、早船、経営、京都炭屋本店との関係、江戸炭屋本店との関係、江戸丸炭店との関係、河岸問屋・商人、通運会社、奉公人、信仰に大別できる。問屋の経営に関する史料が最も多いほか、河岸場の譲渡や借用をめぐる証文や権利訴訟に関する史料などが散見される。このことから、本来的に遠藤家に集積されたまとまりであり、この文書群の中核をなすものとして評価できよう。

「8. 問屋仲間惣代」は享保16年³²⁾（1731）から明治2年（1869）にかけて、計42点から構成される。シリーズは、年行事勤方、帳元・取締、川越藩御用船、川浚、吟味・運上、口銭、荷主、船賃、に大別できる。これは史料の遠藤家の肩書および文書の内容から、遠藤家が問屋仲間の一員として、特に年行事を勤めた際に作成した文書を編成している。

「9. 問屋仲間・会所」は天保2年（1831）から慶応3年（1867）にかけて、計43点から構成される。シリーズは、触書・口達、川越藩御用船、川浚、吟味・運上、出金、相場・物価、争論、早船、船賃に大別できる。このまとまりは五河岸の問屋仲間の一員として作成・授受を

32) 五河岸問屋会所は安永5年(1776)の成立である。享保16年(1732)の史料はそれに先立ち上新河岸・下新河岸・扇河岸の三河岸の問屋が俵物運送の吟味を受け、36軒の問屋が引き受けることと決まったため、(遠藤) 治兵衛を惣代として公儀へ証文を差し出したものである。

した結果、遠藤家に伝来した文書であると思われる。

「10. 遠藤家」は、本文書群でもっともレコード数の多いサブフォンドであり、元禄5年(1692)から大正6年(1917)にかけて、計501点から構成される。シリーズは、家訓、相続・跡役、家作、経営、古証文箱、年貢関係、親類、交流、奉公人、慶事、仏事、離縁、信仰、頼母子講、教養・蔵書、手習・学習、和歌・俳諧、旅、病・呪法に大別できる。

なお、シリーズ「古証文箱」は、「古証文」と記された木箱に入れて保管されていた、ないし保管されていたとみられる文書を編成したものである。その意味で、このシリーズは機能的編成ではなく、一部保管状況を加味して編成を行った。ちなみに、古証文箱に保管されていたと推測した根拠は、文書ないしその包紙に漢数字が記されていたことによる。この漢数字は古証文箱に保管されていた文書に見られる特徴であった。そのため、現在箱に入っていないものもこのシリーズに編成した。また『上新河岸遠藤家文書目録』には備考欄に「古証文箱入」と記されている文書があり、それもこのシリーズに編成した。

以上、西村氏の指摘した3点に留意しながら厳密に編成を行うことで、10のサブフォンドに編成することができた。ここまでの編成からわかる遠藤家文書の特徴は次のとおりである。すなわち、①近世・近代の村政に関わるサブフォンドは、遠藤家に本来伝来したものとそうでないものが存在する。②問屋仲間関係の文書についても同様に、遠藤家が年行事を勤める中で作成・授受したものと、問屋仲間として授受したものが存在する。③全体を俯瞰すると、サブフォンドは、近世・近代の村政運営、河岸問屋経営、問屋仲間会所運営、家政に分けられる。

それでは、これら3点を踏まえて編成と構造分析のあり方を再検討してみたい。

3. 編成後におけるサブフォンドの再設定 — 柔軟な編成・構造分析のために —

ここでは、遠藤家文書の3点の特徴を生かしつつ、文書目録の利活用も向上させる方法を考えていきたい。

先述のように遠藤家文書のサブフォンド編成を行うと、文書の機能は同一でも組織や伝来が異なる文書が存在した。これはシリーズレベルで見た時に、機能・名称が同じシリーズが異なるサブフォンドに編成されていることから分かる。

それでは、このような編成は文書群の利活用において利便性がよいといえるであろうか。たしかにサブフォンドおよびその記述を見れば、その組織や機能、伝来が分かるようになった。そのため、今回の編成構造³³⁾やサブフォンド設定は有効であると考えられる。

一方で、先述のとおり、同様の機能や名称をもつシリーズおよびアイテム(文書)が異なるサブフォンドに編成されている。そのため全てのサブフォンドを横断的に見る必要があり、利便性がよいとはいえない面もある³⁴⁾。また、役職や組織について分析を行いたい場合、どのサブフォンドに共通性があるのか、一目で分かる方が便利であろう。

このように、編成構造の可視性と利活用時の利便性を両立させることは至難の業であるとい

33) ここでは、文書群の編成を行った結果現れる文書群の構造を意味する言葉として用いている。

34) なお参照を促す方法として「～を見よ」と表記するものもあるが、場当たりのものである。今回のように数量が多くなると煩雑になる。また史料群の構成そのものを明示するものでもないという欠点がある。

えよう。これらを両立するためには、①文書群の編成構造を提示すること、②文書群の特質を分かりやすく提示すること、③主題分類のように既存の枠組みに当てはめる方式は踏襲せずに他の文書群との共通性・差異性を見出せるようにすること、などの要素を含み込んだ編成が求められよう。

それでは、出所原則が反映された編成構造のメリットを活かしつつ上記のような要素をカバーするには、どのすればよいだろうか。

ここでは打開策として、10個のサブフォンドをシリーズに、シリーズをサブシリーズに落とし、新たにサブフォンドを設定することとした。新たにサブフォンドを設定する上で重視した秩序は、旧サブフォンド全体を俯瞰した時に表れてきた4つの系統、すなわち河岸問屋経営、問屋仲間会所運営、近世・近代の村政運営、家政である。これを図に表すと図3のようになる。

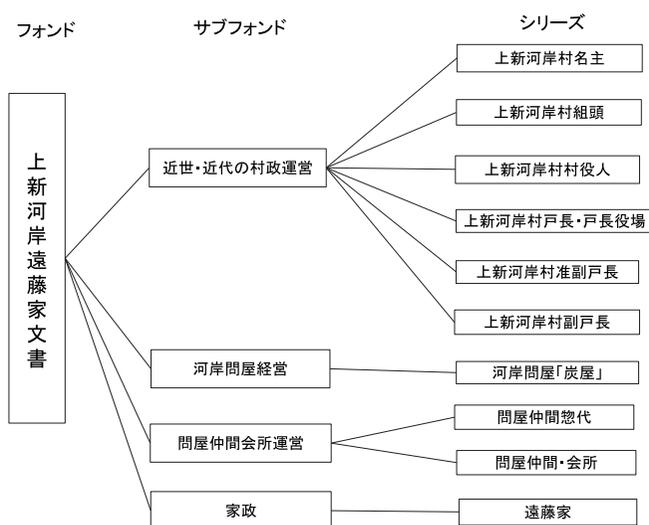


図3 遠藤家文書の編成概念図

以下、新たに設定した4つのサブフォンドの特質を見ていきたい。

（1）河岸問屋経営

遠藤家文書の中心となるのが河岸問屋に関する文書であり、シリーズ7の「河岸問屋『炭屋』」が該当する。

遠藤家における最古の河岸関係史料は、寛文13年（1673）2月19日の「永代売渡申屋敷事」³⁵⁾である。これによれば、表口10間（正面幅：約18.2m）・裏行27間（奥行：約49m）の屋敷地と川岸幅10間の河岸場を、川越領新河岸村の半兵衛（西村半兵衛）が、岩瀨村³⁶⁾の次左衛門へ金10両で売り渡したことが確認できる³⁷⁾。

35) 寛文13年2月19日「永代売渡申屋敷事」（遠藤家文書1）。

36) 現在の東京都北区赤羽に存在した村である。

37) 次左衛門が直接の先祖か否かは不明である。ただし、元治元年（1864）7月に作成された「永代帳」（遠藤家文書289）には遠藤家の金子貸付や土地集積証文が書き写されている。そのうち「田畑買得之

従来の目録記述ではこの問屋文書と、シリーズ「8. 問屋仲間惣代」文書や「9. 問屋仲間・会所」文書、10「遠藤家」文書が区別されていなかった。たしかに、五河岸問屋仲間会所やその惣代に関係する文書は、遠藤家の場合「炭屋」という屋号を冠して文書の作成・授受が行われていることが多い。また従来の分類であれば河岸場・水運関係という観点から、共に分類したという経緯も頷ける。

しかし、「炭屋」という一問屋として作成・授受される文書と、問屋仲間として作成・授受する文書では、その機能・性質が異なる。そこで、ここでは「河岸問屋『炭屋』」と「問屋仲間惣代」、「問屋仲間・会所」という3つのシリーズに分けて編成を行った。また、「遠藤家」という家文書とも編成を分けることとした。これは旧分類では家の通帳や慶事・仏事に伴う受取証など、明確に家文書と分かるものも同じ項目に分類されており、その機能が判然としないためである³⁸⁾。

このようにシリーズを設定した結果、次の3点が明らかとなった。すなわち、①代金・荷物の授受に関する帳面や覚書といった炭屋の経営文書を編成した、サブシリーズ「経営」が147点と最も多くを占め、系列店・他の商人との関係性を示す文書が潤沢に存在すること。②遠藤家の炭屋にのれん分けをした江戸炭屋（山炭）、その母体であった京都炭屋本店といった系列店との関係性がより一層明白なものとなったこと。③均一的に船賃を設定するため、水主の船賃の手控えが残されたこと、である。このうち②については、のれん分けののれん分けである遠藤家の「炭屋」が、本店である京都炭屋との間に100点を超える文書が集積されていることが注目されよう。

以上の3点も含め、サブシリーズ単位を俯瞰すると、河岸問屋文書の特徴が現れてくる。それは次の4項目に大別できる。すなわち、①経営に関する文書（経営、早船、番船、奉公人、通運会社）、②河岸場の維持・運営に関する文書（吟味・運上、河岸場、船賃）、③他の商人に関する文書（河岸問屋・商人、京都炭屋本店との関係、江戸炭屋本店との関係、江戸丸炭店との関係）、④船頭など舟運従事者に関する文書（問屋手船・船頭）である。

もっとも、サブシリーズの中には新河岸川舟運や遠藤家に特有のものもある。しかし多くの河岸問屋における文書は、大筋このように大別できるといえよう。これが、河岸問屋アーカイブズの中でも中核を占める問屋文書の特徴である。

(2) 問屋仲間会所運営

問屋仲間会所の設立は、河岸問屋株の設定と、安永4年(1775)から5年にかけての番船出入が契機となっている³⁹⁾。この訴訟の後、上・下新河岸・扇河岸・牛子河岸・寺尾河岸の五河岸が仲間を組み、会所を設立し運賃などの統一化を行う「川越五河岸」が成立する⁴⁰⁾。そのた

控」の項に、この寛文13年の屋敷売渡証文も書き入れられており、「岩瀨村治左衛門殿」という宛所の下に、「御先祖御名前」と明記されている。つまり、元治元年に当主であった遠藤利兵衛篤長は、治左衛門を遠藤家の先祖として認識していたことは指摘できる。

38) もっとも、近代以前は店と家との経営的機能の未分離が指摘されて久しい(鶴岡美枝子「商家文書の目録編成」、国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』、岩波書店、1988年)。本稿でもこの点には留意していることをお断りしたい。その上で、判然とするものは積極的に編成することを提唱しておきたい。

39) 『新河岸川舟運と川越五河岸のにぎわい』(川越市立博物館、2013年)、23頁。

め遠藤家文書にも、この問屋会所に関する文書が集積されている。

文書の作成主体が遠藤家であるものと、五河岸の一問屋として遠藤家が授受したものとに大別できる事が分かる。ここでは前者がシリーズ「8. 問屋仲間惣代」、後者が「9. 問屋仲間・会所」となる。

まず前者について見ていこう。これを如実に示すのが、サブシリーズ「年行事勤方」である。ここには問屋会所の勤番日記が2冊現存している。前者は遠藤半蔵⁴¹⁾の名義で安政3年(1856)12月から翌年11月まで、後者は遠藤利兵衛⁴²⁾の名義文久2年(1862)12月から翌年11月までの記述がなされている。また文久3年の「覚」は河内屋平六から炭屋利兵衛へ宛てられた証文であり、次期年行事として「年行事箱壺ツ」・「書類五品」・「行事判壺ツ」を受け取った旨が記されている⁴³⁾。

ちなみに、同じサブシリーズ中にある、嘉永6年(1853)正月に作成された「口上」は「行事炭利」の名で作成されている⁴⁴⁾。会所行事については、上記の日記が記載された期間が12月朔日から翌年の11月晦日までであることから、その任期は12月1日から翌年の11月末日までの1年間であったことが分かる。したがって、上記に「口上」から推測するに、遠藤家が行事を務めたのは、嘉永6年12月1日から翌年の11月末日までであったと考えられる。

なお、このシリーズに編成される文書のうち、その多くは川越藩の御用船役に関する取り決め文書である。ここには特に嘉永6年と文久3年のものが多い。これは、この時期に遠藤家が年行事を勤めていたことに加え、川越藩が海岸防備に対して積極的な対応を迫られていたことによる。このような経緯から、問屋仲間が藩に宛てた御用請けの願書や藩側から五河岸へ達せられた廻状などがまとめて現存している。

また、ここには遠藤家が独自に情報収集した文書も含まれている。特に文久3年時の藩御用は突発的なものであったため、以前年行事を勤めていた際に御用の管理をしていた横田屋の帳簿を写すことで、そのノウハウを会得しようと試みていたことが窺える⁴⁵⁾。

以上のことから、遠藤家は少なくとも嘉永6年から同7年、安政3年から同4年、文久2年から同3年までの期間で年行事を勤めており、このうち文久3年にはその座を河内屋平六へ譲ったことが分かる。また、このまとまりには藩の船御用を遂行する中で作成・授受された文書が大半を占めることが特質である。

一方、後者のシリーズに多いのは、船賃や争論、触書、川浚に関する文書である。これらは遠藤家が仲間会所から伝達される文書を授受したり、写し取ったりする中で遠藤家に集積された可能性が高いといえる。またいずれの文書も問屋仲間という共同体の中で作成・共有された情報を書き留めた文書である。これらが残った背景には、過去の先例を参照し、年行事を勤める際に活用したり、重要な決定事項を継承したりするなどの用途のために集積し、保管してきたことがあると考えられる。

40) 『新編埼玉県史 通史編4・近世2』(埼玉県、1989年)、441～442頁。

41) 安政3年12月1日「問屋年行事勤中日記」(遠藤家文書61)。

42) 文久2年12月「仲間年行事諸用覚帳」(遠藤家文書83)。

43) 文久3年12月「覚(年行事引続文書請取)」(遠藤家文書382)。

44) 嘉永6年正月7日「口上(炭薪家敷商の荷主方の廻文の趣意通達に付)」(遠藤家文書251)。

45) 遠藤家当主利兵衛が写した御用請け時の帳簿の末尾には、「此帳面横田屋会所之節日記之中、文久三年亥三月写之」とある。

以上のように、これらのシリーズに編成された文書は、①問屋仲間の惣代として、その職務から遠藤家が作成・授受し保管したもの、②問屋仲間の一員として遠藤家が授受・複写し、収集・保管したもの、に大別できた。

会所運営関係を分けることで明らかとなることがある一方で、分けたことにより利便性が低下する面もある。そのため、ここでは2つのシリーズに分けたうえで、「問屋仲間会所運営」というサブフォンドにより束ねることにより、特質の可視性と利便性の双方を向上させ、出所原則も維持することを試みた。

(3) 上新河岸村の近世・近代村政運営

遠藤家が村役人を務めていたのは、近世末期における組頭役と、近代初頭の副戸長に限定され、近世における名主役や近代の戸長は務めていないという点がこの家の特徴であった。

それでは、何故遠藤家文書に上新河岸村の村政文書が混入したのであるだろうか。

この点を解明するため、前述のシリーズの内、上新河岸村村政に関するまとまりに注目したい。すなわち、1. 上新河岸村名主、2. 上新河岸村組頭、3. 上新河岸村村役人、4. 上新河岸村戸長・戸長役場、5. 上新河岸村准副戸長、6. 上新河岸村副戸長である。これらのまとまりを分析することで、文書の移管経緯が明らかとなるのではないだろうか。

まず、1から6までのシリーズにおける年代幅を表2にまとめた。

表2 シリーズ (旧サブフォンド) における年代幅

| シリーズ名 | 年代幅(和暦) | 年代幅(西暦) |
|--------------|-----------|-----------|
| 上新河岸村名主 | 貞享2年～明治9年 | 1685～1876 |
| 上新河岸村組頭 | 明治3年～同5年 | 1870～1872 |
| 上新河岸村村役人 | 宝永2年～明治6年 | 1705～1873 |
| 上新河岸村戸長・戸長役場 | 明治5年～同18年 | 1872～1885 |
| 上新河岸村准副戸長 | 明治6年代 | 1873 |
| 上新河岸村副戸長 | 明治5年～同12年 | 1872～1879 |

これによると年代幅の下限は、上新河岸村戸長・戸長役場の明治18年(1885)である。またその前年である明治17年に作成・授受された文書は12点確認され、その多くが戸長ないし戸長役場名義であった。このうち、「上新河岸村組頭」と「上新河岸村副戸長」のまとまりは、大半が本来遠藤家に伝来した可能性が高いことは先に指摘したとおりである。また、「上新河岸村名主」や「上新河岸村村役人」のまとまりも、先述のとおり、近世に名主、近代に戸長を勤めた望月家に伝来したと考えられ、そのまま望月家に伝来したと考えられる。したがって、「上新河岸村名主」及び「上新河岸村村役人」のまとまりは、戸長役場で業務を行う「上新河岸村准副戸長」のまとまりとともに、最終的に戸長役場文書(ないし戸長文書)へ集約された可能性を指摘できる。

この点は文書进行分析することでも裏付けられる。まず遠藤家には、村政文書の移管経緯を物語るものとして、「覚」⁴⁶⁾と「公有記録目録下調」⁴⁷⁾の2点が存在する。このうち前者は表3、

46) 「覚(村方帳簿書上)」(遠藤家文書497)。

47) 「公有記簿目録下調」(遠藤家文書1026)。

後者は表4にまとめた。

表3 「覚（村方帳簿書上）」にみる遠藤家文書の残存状況

| | 文書名 | 冊数 | 該当文書 | 備考 |
|----|-------------|-------------|---|------------|
| 1 | 御水帳 | 3冊 | 明和6年4月「宝永七年未十月朔日御水帳写」(9) | |
| 2 | 秣場割合帳 | 1冊 | | |
| 3 | 城山福山開発帳 | 1冊 | | |
| 4 | 村方明細帳 | 1冊 | 宝永2年4月「武州入間郡河越領上新河岸諸色明細帳」(6) | |
| 5 | 御条目 | 1冊 | | |
| 6 | 御弁書 | 1冊 | 明和5年11月「弁書(林・並木に付条々)」(1052) | |
| 7 | 御定書 | 1冊 | | |
| 8 | 寛永元子年新田水帳 | 1冊 | | |
| 9 | 引歩帳 | 2冊 | | |
| 10 | 内見合付帳 | 1冊 | | |
| 11 | 田畑奥印帳 | 4冊 | | |
| 12 | 諸願書控 | 2冊 | | |
| 13 | 貫物取調帳 | 3冊 | | |
| 14 | 御皆済日録 | 22本 | 明和9年～明治元年まで64点確認(486～549、1003)。 | |
| 15 | 御割付 | 24本 | 貞享2年～明治4年まで56点確認(4、397～451)。 | |
| 16 | 送り落着證文 | 135本 | 文化2年～明治4年まで10点確認(586～593、643)。 | |
| 17 | 畑方御年貢請取帳 | 1冊 | | |
| 18 | 同(畑方御年貢)皆済帳 | 1冊 | 明治4年12月「御年貢皆済勘定帳」(318)・明治6年6月「明治五壬申租税皆済帳」(997)・明治6年6月「御年貢皆済取調帳」(326)？ | 断定出来ず |
| 19 | 堀田御年貢米取立帳 | 1冊 | 明治3年12月「御年貢皆済取立帳」(310)？ | 断定出来ず |
| 20 | 同(堀田)永引割渡帳 | 1冊 | | |
| 21 | 芦場反別御年貢米帳 | 1冊 | | |
| 22 | 田方内見合付帳 | 2冊 | | |
| 23 | 御年貢米御上納帳 | 1冊 | 慶応3年「卯御上納米通」(1005)？ | 断定出来ず |
| 24 | 諸入用書抜帳 | 1冊 | | |
| 25 | 高役人馬割合帳 | 1冊 | | |
| 26 | 永代太々講中名寄 | 1冊 | | |
| 27 | 諸入用割合帳 | 2冊 | 明治4年正月「村諸入用控之帳」(311)？ | 断定出来ず |
| 28 | 越石反別取調帳 | 1冊 | | |
| 29 | 同(越石)役せん取立帳 | 1冊 | | |
| 30 | 堀田打帳 | 1冊 | | |
| 31 | 御鷹組合石高帳 | 1冊 | | |
| 32 | 御溝割合帳 | 1通 | | |
| 33 | 宗門人別帳 | 1通 | 明治3年「浄土宗邪宗御札正帳」(1010)・「天台宗邪宗御札正帳」(1014)・「法華宗邪宗御札正帳」(1017)・「曹洞宗邪宗御札正帳」(1062)・「出来人失人宗旨替帳」(1022)・明治4年「法華宗邪宗御札正帳」(1018)・「出来人失人宗旨替帳」(1019)・「曹洞宗邪宗御札正帳」(1020)・「天台宗邪宗御札正帳」(1031)・「浄土宗邪宗御札正帳」(1068) | 断定出来ず。異なるカ |
| 34 | 五人組人別帳 | 1通り | 文化4年2月「五人組御改帳」(16)・慶応2年3月「五人組御改帳」(295) | |
| 35 | 田畑名寄帳 | 1通り | 元禄6年11月29日「河越領上新河岸畑屋敷名寄帳」(5) | |
| 36 | 小前持高調帳 | 1冊 | 安政6年10月「持高控帳(上新河岸小前持高帳)」(271) | |
| 37 | 秤座印鑑 | 2枚 | | |
| 38 | 御蔵印鑑 | 1枚 | | |
| 39 | 御郡代印鑑 | 1枚 | | |
| 40 | 御鷹通印鑑 | 1枚 | | |
| 41 | 鉢差印鑑 | 1枚 | | |
| 42 | 秋元様印鑑 | 1枚 | | |
| 43 | 松源寺印鑑 | 1枚 | | |
| 44 | 畑方御年貢請取 | 2枚 | | |
| 45 | 算盤 | 4挺 | | |
| 46 | 提灯 | 2つ。 箱2つ。 | | |

| | 文書名 | 冊数 | 該当文書 | 備考 |
|----|------------|----|--|--------------|
| 47 | 村絵図 | | 安政4年6月「(上新河岸絵図面)」(130) | 墨消し。「組ニテ受取所」 |
| 48 | 畑方御年貢帳 | 2冊 | 明治3年12月「御年貢皆済取立帳」(310)・明治4年12月「御年貢皆済勘定帳」(1009)? | 断定出来ず |
| 49 | 名主組頭請分割合 | 1冊 | | |
| 50 | 御年貢米割合取立帳 | | | |
| 51 | 堀田永引渡帳 | 1冊 | | |
| 52 | 御年貢米割合帳 | 2冊 | | |
| 53 | 辰御年貢米割合取立帳 | 2冊 | | |
| 54 | 御請書 | 1冊 | 嘉永5年正月「殺生停止御請書之写(砂新田鷹場法度写)」(32)? | 断定出来ず |
| 55 | 野扶持帳 | 1冊 | | |
| 56 | 諸願書写 | 1冊 | | |
| 57 | 弥三郎屋敷絵図 | 1本 | | |
| 58 | 村方取極議定 | 1本 | | |
| 59 | 積金御講帳 | 1冊 | | |
| 60 | 同下ケ金帳 | 1冊 | | |
| 61 | 検見帳 | 2冊 | | |
| 62 | 浪人取締議定 | 1冊 | (万延2年2月18日「差上ケ申一札之事(浪人無宿取締請書)」86・「差上申一札之事(浪人無宿取締に付関東取締出役達請書)」392) | 請書のみ現存 |
| 63 | 大山御年長講 | 1冊 | | |
| 64 | 御請書 | 2冊 | 明治9年11月29日「御請書(県庁より布告・諸規制達に村)」(1027)・明治12年10月25日「御請書(村会議員当撰に付)」(1043)・(明治10ヵ)年「御受書(上新河岸水災床上に付米配賦請書)」(992)・明治10年3月「御請書(上新河岸乗船人取調に付舟宿共請書)」(993)? | 断定出来ず |
| 65 | 御主意帳 | 1冊 | | |
| 66 | 役札願帳 | | | |
| 67 | 諸役人馬控 | | | |
| 68 | 御用向受取帳 | | | |
| 69 | 村方議定 | 1本 | | |
| 70 | 廻米写 | 3冊 | | |

※「覚(村方帳簿書上)」(上新河岸村遠藤家文書497)を基に作成した。

表4 「公有記録目録下調」にみる遠藤家文書の残存状況

| | 文書名 | 冊数 | 該当文書 | 備考 |
|----|-----------------|--------|---------------------------------|----|
| 1 | 延享七未十月御改水帳写 | 1冊 | 明和6年4月「宝永七年未十月朔日御水帳写」(9) | |
| 2 | 宝永二酉四月改諸色明細帳 | 1冊 | 宝永2年4月「武州入間郡河越領上新河岸諸色明細帳」(6) | |
| 3 | 元禄六酉年十一月改畑屋敷名寄帳 | 1冊 | 元禄6年11月29日「河越領上新河岸畑屋敷名寄帳」(5) | |
| 4 | 元禄四未年分検地帳 | | | |
| 5 | 文化四丁卯三月五人組御改帳 | 1冊 | 文化4年2月「五人組御改帳」(16) | |
| 6 | 明細帳 | 1冊 | 慶応3年正月「武蔵国入間郡上新河岸明細帳」(88)? | |
| 7 | 安政六未年十月改畑反別名寄帳 | 1冊 | | |
| 8 | 明治三年六月改家別持高取調帳 | 1冊 | 明治3年6月「家別持高取調帳」(1021) | |
| 9 | 延享二乙丑ヨリ明治八年マテ割附 | 69本/3冊 | 貞享2年～明治4年まで56点確認(4、397～451)。 | |
| 10 | 同皆済目録 | 57本/4冊 | 明和9年～明治元年まで64点確認(486～549、1003)。 | |
| 11 | 明治六年畑屋敷其外明細帳 | 1冊 | | |
| 12 | 明治六年絵図面 | 1通 | 明治6年4月「(上新河岸実地取調図面)」(131) | |
| 13 | 明治九年改正地引帳 | 1冊 | 明治9年10月「地引帳」(1053) | |
| 14 | 明治九年改正地引全図 | 1通 | | |

| | 文書名 | 冊数 | 該当文書 | 備考 |
|----|--------------------------------------|-----|---|----|
| 15 | 明治九年改正地価帳 | 1冊 | 明治13年2月「地価割戸数割取立帳」(138)?・明治12年「二期地方税戸数地価割徴取簿」(362)?・明治11年6月「地位等級取権地価調書控」(1037)? | |
| 16 | 慶応三丁卯九月ヨリ明治十六年十二月マテ地所家蔵質入書入売買奥印番号割合帳 | 3冊 | 明治16年2月1日「(土地・建物・船舶移転及質入書入表)」(1060)? | |
| 17 | 明治元子年改正戸籍帳 | 1冊 | 「戸籍帳」(126) | |
| 18 | 明治元子年改正寄留人戸籍帳 | 1冊 | | |
| 19 | 明治十四年村内人民印鑑帳 | 1冊 | | |
| 20 | 明治六年ヨリ同十五年マテ諸官省布達綴込 | 20冊 | 「違式註違条例」(1084)? | |
| 21 | 明治六年ヨリ同十五年マテ熊谷縣・本縣諸布達綴込 | 10冊 | | |
| 22 | 明治十二年ヨリ十五年マテ入間・コマ郡役所達綴込 | 4冊 | 明治15年5月1日「(埼玉県入間・高麗郡役所諸達綴)」(1030) | |
| 23 | 明治六年ヨリ十五年マテ諸願届届ニ付上申書綴込 | 5冊 | | |
| 24 | 明治十二年ヨリ租税其他諸税上納証綴込 | 1部 | | |
| 25 | 明治十二年ヨリ国民軍名簿 | 1冊 | 明治12年1月「一国民軍成丁簿」(1074) | |
| 26 | 明治十二年ヨリ村会議員名簿 | 1冊 | 明治12年10月25日「御請書(村会議員当撰に付)」(1043) | |
| 27 | 明治十二年ヨリ村会決議書 | 1冊 | | |
| 28 | 明治十二年ヨリ学区聯合会写 | 1冊 | | |
| 29 | 明治十一年ヨリ十五年マテ物産取調帳綴込 | 1冊 | | |
| 30 | 明治十一年ヨリ十五年マテ民費取調帳 | 1冊 | 明治11年3月「(民費取調書上)」(1039) | |
| 31 | 明治十六年更正地方税上納人明細帳 | 1冊 | 明治16年7月「明治十六年地方税徴収人名録」(1016) | |
| 32 | 明治十五年地籍帳 | 1冊 | 明治15年6月「地籍帳」(1058) | |
| 33 | 明治十五年地法帳 | 1冊 | | |
| 34 | 徴発物件調 | 1冊 | 明治17年1月「徴発物件取調書」(1057) | |
| 35 | 県・聯合・村会議員名簿 | 1冊 | | |
| 36 | 出産・死亡・結婚無之届 | | 明治15年11月「(出産調・結婚調・死亡調)」(1059) | |
| 37 | 理髮税(2か月分) | | | |
| 38 | 国民軍成勘定之届 | | | |
| 39 | 普変蔬菜定之届 | | | |

※「公有記録目録下調」(遠藤家文書1026)を基に作成した。

前者から見ていこう。表3には「覚」に記載されていた文書名と、現存する文書及び文書番号を対照させている。ここに記載されている文書は「御水帳」や「村方明細帳」など簡略な記述であり、実際の文書と対照することは困難である。ただし「御皆済目録」が22本、「御割付」が24本と記載されており、「公有記録目録下調」のその三分の一程度であるから、表3は表4の「公有記録目録下調」よりも前に作成された村方文書目録であると考えられる。また文書名に注目すると、表3掲載の史料名称から近世期に作成されたと思われるものが多数確認できる。一方、近代以降に作成されたと思われる文書名はそれほど確認出来ない。このことから、表3の「覚」は近世期ないし近代の早い段階で作成されたものであると推定できる。

次に後者を見ていこう。表4には「公有記録目録下調」に記載された文書と、現存が確認できる文書と文書番号を対照させてある。これによれば、古くは元禄期の検地帳や名寄帳が存在するように近世期における文書が列記されている。また近代期以降の文書も同様に記載されており、明治元年(1868)の戸籍帳や明治9年(1876)の地引帳、県・郡役所レベルからの布達をまとめた綴といった村政に関係する文書が列記されている。加えて、この「公有記録目録下調」の作成主体は「入間郡上新河岸戸長役場」と記されている。このことから、ここに列記さ

れた文書は戸長役場に保管されていたと見て間違いない。またここに記された文書名に該当すると思われる文書を表中の「該当文書」欄に記載したところ、年代の下限が34番「徴発物件調」に該当する「徴発物件取調書」⁴⁸⁾の明治17年(1884)1月であることが分かる。したがって、「公有記録目録下調」が作成されたのは、この時期以降であったと考えられる⁴⁹⁾。

ここで、改めて表3・4を比較してみたい。表3の方が列記されている文書が多い一方、表4に列記された文書の中には、表3に記された文書の名前も散見される。つまり、表3の「覚」作成段階で作成・保管されていた村方文書が、全てではないものの、戸長役場へと移管・保管されていたことが分かる。このように、文書から読み取れる移管経緯は、シリーズ分析による移管経緯の推定と概ね一致することが指摘できよう。

それでは、村方文書はいつ頃、どのような経緯で遠藤家へ移管されたのであろうか。その要因の一つとして、ここでは明治初年の名主役交替一件の関与を挙げておきたい。これは、明治3年(1870)8月18日から9月26日にかけて起きた、上新河岸村名主八兵衛の罷免に関する事件である⁵⁰⁾。

8月18日、名主八兵衛は裁判所へ召し出され、その役を罷免された。そのため八兵衛は嶋村の源右衛門に頼み、24日には小前一同による嘆願書を認め裁判所へ提出した⁵¹⁾。しかし翌25日、嘆願書は受理されず、八兵衛は伴七・利兵衛の両人で組頭役を務めてくれるよう相談をしている。その後も歎願は受理されず、28日に八兵衛は伴七・利兵衛へ、当分の内は村政を「組頭持」としてくれるようにと裁判所へ願い出ており、これが了承されている。これにより、伴七・利兵衛の両人が村政を司ることとなったのであるが、それに関連した次のような記述が残されている。

一 九月八日、八兵衛方々書類引取候得共先方々差出し候、早々預り参り候間伴七殿も留主二付、相調之上入用之品御座候ハ、相たつね差出候事ニ引合仕、判頭立合預りニ参り申候、尤先方江も預り書差出し置、手前方江も写置申候⁵²⁾

これは遠藤家に残された、明治3年の御用日記の記述である。作者は「上新川岸」とのみあるが、人称の使い方から遠藤利兵衛が担当・記述した箇所であると考えられる。これによれば、元名主八兵衛方から書類を引き取ろうとしたところ、八兵衛の方から差し出してきたとある。すぐに書類を預かりに参上したところ、同じ組頭であった伴七は留守であった。そのため利兵衛は必要な書類があれば八兵衛方へ尋ね、八兵衛方はそれを差し出す事を約束した。その上で、先方の八兵衛へ預かりを書き、自身もそれを書写し、控えを作成した旨が記されている。

ここで重要なことは、八兵衛の名主罷免に際し、村方文書が当時組頭であった遠藤利兵衛の下へ移管されたということである。この時にすべてが移管されたわけではないものの、この事象は、近世期をはじめとする村方文書が遠藤家に集積される一因となったと思われる。

48) 明治17年1月「徴発物件取調書」(遠藤家文書1057)。

49) この時期は戸長役場制度から連合戸長役場制度へと移り変わる転換期にあたる。そのため、この史料は戸長役場文書を連合戸長役場へと引き継ぐ際に作成された、あるいはその前段階の現有文書把握のために作成されたものである可能性を提示しておきたい。

50) この顛末は、明治3年8月「御用御日記」(遠藤家文書306)に記されている。

51) 明治3年8月「乍恐以書付御歎願奉申上候(上新河岸名主解任に付復帰願)」(遠藤家文書94)。ここには八兵衛が平日より酒を飲み始め酩酊し心得違いをしたとされている。

52) 明治3年8月「御用御日記」(遠藤家文書306)。

このように、文書のまとまり（シリーズ）の作成年代や、文書の記述をもとに考えていくと、図4のように文書群が集積された可能性を指摘出来よう。すなわち、遠藤家文書における村政文書は、①組頭や副戸長のまとまりように本来遠藤家に伝来したパターン、②名主・村役人のまとまりが名主・戸長を勤めた家に引き継がれ、戸長役場に集積された後、何らかの経緯で遠藤家への集積された移管パターン、③文書の記述からもわかる名主罷免一件などの要因から、名主家の文書が遠藤家へ移管されたパターン、が想定できる。

このようにいくつかのプロセスを経て、遠藤家へ村方文書が集積されていったと考えられる。

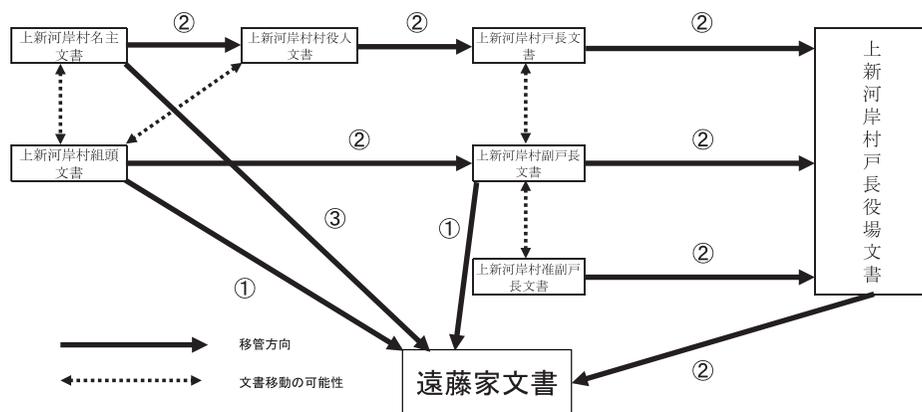


図4 文書群集積の想像図

(4) 遠藤家家政

ここに該当するのは、言うまでもなくシリーズ「10. 遠藤家」である。前近代において商家としての経営文書と家としての経営文書は未分離である、という見解はこれまでの研究成果からも自明のことである⁵³⁾。遠藤家においても、家と問屋における文書のまとまりは区分が難しい。例えば品物の領収書や受領証においても問屋において作成授受したものなのか、家計として作成授受したものなのか判断しかねるものが多い。また、金銭貸付や土地集積の記録簿⁵⁴⁾についても、問屋としてあるいは家としての貸付・投資であるのか判断し難い。

ただしここでは、明確に問屋として作成された文書を除き、土地集積に関する文書や奉公人に関する文書は家文書として編成した。土地集積に係る金銭貸付・借用は本来河岸問屋としての機能・職掌ではない。そのため、それよりはむしろ地域の有力者としての性格から貸付・借用を行っていたと考えられる。そこで、ここではこれらを家文書として編成した。

「10. 遠藤家」は全501点で構成されているが、この内172点をサブシリーズ「経営」が占める。前述のとおり、遠藤家の金銭貸借や金銭の出入りに関する文書を編成したものである。このサブシリーズを横断的に見ると、借用証文の作成者は南田島村・寺尾村・砂村・下新河岸村・藤間村・川越の城下町（いずれも現川越市内）など比較的隣と言える地域の者が多くを占める。このような地域の人々が作成した証文が遠藤家に伝来したということは、金子借用に伴い抵当

53) 前掲鶴岡論文「商家文書の目録編成」、320～323頁。

54) 元治元年7月「永代帳（金子貸付并田畑買得帳）」（遠藤家文書289）。

とされた土地が遠藤家の手に渡った事を表している。

一方、近隣のみならず、やや離れた地域の土地も遠藤家が集積していたようである。再びこのサブシリーズを横断的に見ると、毛呂宿・阿諏訪村・滝野入村（いずれも現埼玉県毛呂山町内）・江戸大門通油町などが挙げられる。これは河岸を用いた取引の中で構築されたネットワークから遠藤家に金銭借用を願い出た可能性や、このような人脈から流れ地を集積していた可能性を指摘できる。もっとも、これは家としての経営史料であり、他家の文書群にもみられる比較的一般的なサブシリーズであるといえよう。

特徴的なサブシリーズとして、点数の多い順に「教養・蔵書」(91点)、「和歌・俳諧」(58点)などが挙げられる。サブシリーズ名や編成された文書自体は、さほど特徴的ではない。しかし注目すべき点は、シリーズ中に占めるサブシリーズの点数である。まず「教養・蔵書」は全体の約2割を占める。この大半は刊本であり、いわゆる遠藤家の蔵書といえよう。前述のとおり、炭屋3代目の遠藤半蔵は遠藤利兵衛篤長と名乗り、国学に傾倒していた。ここには「遠藤篤長持」などと記された刊本も散見され、その活動の一端を垣間見ることができる。

また後者の「和歌・俳諧」は、前者には及ばないものの多くの点数からなり、遠藤家またはその句会仲間が詠んだ短歌・俳諧を留め書きした文書から構成されている。もっともこれは単一の句会で作成されたものではない。「新河岸初雁連」⁵⁵⁾や「新河岸陸連」など上・下新河岸村を中心とした句会グループのみならず⁵⁶⁾、「仙波村仙波新田楽友舎」⁵⁷⁾仙波村など近隣村落とも文化的交流を持っていたことが明らかとなる⁵⁸⁾。

このようにサブシリーズ編成を行うことで、遠藤家の文化活動を積極的に位置づけることができるのである。

以上、このシリーズからは、①近世・近代期を通じて、遠藤家が経営的性格として近隣地域に加えて流通的交流のある遠隔地域における土地集積を行っていたこと、②遠藤家が近世・近代期を通して文化的方面にも関心を示し、その活動を行っていたこと、③家に関するまとまりと問屋に関するまとまりは独立して考えられる面もありながら、先行研究でも示されたとおり不可分なまとまりも存在していることが明らかとなった。

おわりに

以上、上新河岸村遠藤家文書を事例に河岸問屋アーカイブズの編成・記述を考えてきた。最後に河岸問屋アーカイブズの特色に絡めながら本論をまとめたい。

55) (明治33年3月24日)「武州南新河岸鎮守永代奉額句集」(遠藤家文書1315)。

56) 大正12年3月「故稲株園豊村追善句集」(遠藤家文書1307)。

57) 明治41年4月30日「(俳句集)」(遠藤家文書1256)。

58) 『上新河岸遠藤家文書目録』の解題によれば、この地域に俳句の連が多いことについて、「明治期前半に蕉門の流れを汲む雪中庵梅年が川越市並木の出身であったこともこの辺りの俳句の隆盛につながったと思われる。」と指摘する。たしかに俳句の師匠の出身地であるという要因は俳句文化の形成に一役買っていることは想像に難くない。ただし、俳句を行うコミュニティの創出や、その地域間の繋がりはそれのみでは説明が出来ないように思われる。ここには、流通を軸にしたネットワークが形成され、それを基にした文化的結合関係が形成されていたのではないかと、筆者は推測している。この点については今後の課題としたい。

まず、遠藤家文書における河岸問屋文書の特徴は、①経営に関する文書、②河岸場の維持・運営に関する文書、③他の商人に関する文書、④舟運従事者に関する文書、に大別できた⁵⁹⁾。これは数量や割合など文書の内容に多少のブレはあるとしても、概ね河岸問屋文書に共通して現れる特質であると考えられる。したがって、河岸問屋アーカイブズを編成する上では、このような傾向に留意する必要がある。

次に遠藤家文書のサブフォンドについてまとめておく。

遠藤家文書は現秩序が不明であり、かつ目録を刊行する上で主題分類がなされていた。そのため、ここでは①肩書・役職、②家・店の機能、③残された秩序に留意し、厳密な編成を行い10のサブフォンドを設定した。各サブフォンドは、主に①本来遠藤家に伝わり作成された文書、②役務・組織所属の関係上遠藤家が授受した、または写しを作成した文書、のどちらかの性質を持っている。これらを厳密に編成することで、文書の移管経緯を推測することも可能となった⁶⁰⁾。

もう一つ、本稿では文書群の利活用における利便性を高めるため一旦設定したサブフォンドをシリーズレベルに落とし、その上位に新たなサブフォンドを設定することを試みた。ここでは出所原則上は異なるものの、各シリーズ（旧サブフォンド）を俯瞰した際の特徴を活かしつつ、組織・機能的共通性を帯びたシリーズ（旧サブフォンド）同士を束ねた。その結果、①河岸問屋経営、②問屋仲間会所運営、③近世・近代の村政運営、④家政の4つに大別できた。これは前掲の図3のように表すことができる。

以上、遠藤家文書に見た特質から分かる河岸問屋アーカイブズの特徴は次の点である。すなわち、文書群は主に①河岸問屋経営、②問屋仲間会所運営、③村政運営、④家政の4種類から構成される点、そして①が主に、経営関係、河岸場の維持・運営、他の商人との交流、舟運従事者関係の4種類で構成される点である。これは、多少の差異はあれど、多くの河岸問屋に共通する特質であると考えられる。今後はさらに他の事例を分析することで、文書群同士の共通性と差異性を検討することが必要となる。

謝 辞

本稿の執筆にあたり、川越市立博物館の職員の皆様、とりわけ学芸員の宮原一郎様・井口信久様には史料閲覧に際して多大なる御協力をいただきました。また論文の御指導をいただいた渡辺浩一教授をはじめとする国文学研究資料館の先生方、職員の皆様に対しても、この場をお貸りして厚く御礼を申し上げます。

59) 「3 編成後におけるサブフォンドの再設定」のうち「(1) 河岸問屋経営」を参照。

60) 「3 編成後におけるサブフォンドの再設定」のうち「(3) 上新河岸村の近世・近代村政運営」を参照。

Analysis on the structure of historical documents in the Kashidoiwa Archives taking Endō family's document as the example

NISHIGUCHI, MASATAKA

In this paper, we examined the characteristics of the Kashidoiwa archives by analyzing the structure of Endō family's documents. The Endō family was running a shipping company called Kashidoiwa that loads and unloads ship's luggage on the riverbank in the Kami-shingashi village, located in the area corresponding to the current Kami-shingashi in Kawagoe-shi, Saitama Prefecture.

Since the Endō family's document group had already lost the original order, we focused on ① job title and position, ② functions of "house" or "store", and ③ the remaining order, and then arranged the document group into 10 sub fonds. It became clear that each sub fond has either one of the following characteristics: ① a document originally transmitted to the Endō family and then created, or ② a document transferred to or copied by the Endō family in relation with services/organization affiliations.

When we looked over the whole documents group again in order to make both the visibility of arrangement structure and also the convenience at the time of utilization work, we found new four divisions with higher order than the ten sub fonds that we first arranged. Therefore, we rearranged those newly discovered divisions as sub fonds and then distributed the 10 divisions, formerly defined as sub fonds, as the lower divisions to the new four sub fonds.

Based on the characteristics seen in the Endō family's document, we identified that the characteristics of the Kashidoiwa archives were the following two points:

One, the documents group consists mainly of four types: ① Kashidoiwa management, ② Association management, ③ Village administration, ④ House economics. Two, the ① consists of four main types: the business management, the maintenance and or operation of the shore, the exchange with other merchants, and workers for the riverboat shipping.